

住民税

住民税とは…

個人に課税される“個人住民税”と、事務所または事業所のある法人に課税される“法人住民税”があります。個人に対する県民税と町民税を合わせて住民税と呼び、個人県民税は町民税と一緒に納めていただき、町を経由して県へ送られています。

【個人住民税】

個人住民税（町民税分）は、町税収入の約52%を占める重要な税目の一つです。

毎年1月1日現在、利根町に居住している個人に課税される税金で、前年の1月から12月までの1年間の所得に対して課税される地方税です。

※ 所得税は現年課税ですが、これに対して住民税は翌年課税（令和2年度であれば令和元年中の所得）です。

個人住民税には、均等割と所得割があります。

均等割…前年に一定以上の所得を有する場合、均等の税額を負担します。

所得割…前年の所得を基準にして計算された税額を負担します。

【法人住民税】

法人住民税には、均等割と法人税割があります。

均等割……資本金や従業員数などに応じて定められています。

法人税割…法人税額（国税）を基準にして計算されます。

※ 法人税割の税率が、令和元年10月1日以後に開始する事業年度より12.1%から8.4%に引下げられました。



■住民税が課税されない人

次の要件に該当する人は、住民税は課税されません。

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている人。（1月1日現在）
- ② 障害者、未成年者、寡婦、寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人。
- ③ 前年中の所得が町の条例で定めた金額以下の人。

扶養親族の有無	均等割非課税	所得割非課税
扶養親族等のいない人	28万円以下の所得	35万円以下の所得
扶養親族等のいる人	【28万円×(本人+扶養親族等の数)+16万8千円】以下の所得	【35万円×(本人+扶養親族等の数)+32万円】以下の所得

注) 扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者や親族をいいます。

■ 均等割の税率（所得金額が一定金額を超える場合には、均等割が課税されます。）

均等割	平成 25 年度まで	⇒	(特例期間) 平成 26 年度から令和 5 年度まで
町民税	3,000 円		3,500 円
県民税	2,000 円 (茨城県森林湖沼環境税 1,000 円含む)		2,500 円 (茨城県森林湖沼環境税 1,000 円含む)
合計	5,000 円		6,000 円

※ 平成 20 年度から個人県民税均等割額が 1,000 円から 2,000 円に引き上げられました。これは茨城県内の森林・湖などの環境保全・整備を図るため、森林湖沼環境税として茨城県が設けたものです。

※ 東日本大震災を踏まえて、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する財源を確保するための臨時特例措置として、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間に限り、町・県民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ 500 円が加算されます。



■ 所得割の税率（所得割の税率は、町民税は一律 6%，県民税は一律 4%です。）

税 目	課税所得金額	税 率	備 考
町 民 税	一 律	6%	平成 19 年度税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、比例税率となりました。
県 民 税	一 律	4%	

■ 住民税の計算方法

住民税の 1 年間の税額は、次の方法で計算します。

1. 収入（売上） — 必要経費 = 所得金額
2. 所得金額 — 所得控除 = 課税標準額
3. 課税標準額 × 税率 = 住民税所得割額
4. 住民税所得割額 — 税額控除 + 均等割額 = 1 年間の税額

住民税

■住民税の申告

申告しなければならない人

- 給与以外の所得があり所得税の確定申告を提出していない人。
- 給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町に提出されていない人。
- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下等で、所得税の確定申告をしていない人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける人。
- 令和元年中に所得がなく、または、障害者年金・遺族年金等の非課税所得のみで、同一世帯のどなたの扶養にもなっていない人。

年金収入のみの人へ

- 平成26年度より、公的年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、日本年金機構等に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦（寡夫）の記載をすることにより個人住民税において控除の適用が受けられるようになりました。
ただし、「扶養親族等申告書」に記載をされなかった場合は、確定申告または住民税の申告が必要となります。

所得がなかった場合の申告

自分に所得がなく、どなたの扶養親族にもなっていない場合は国民健康保険税、各種年金などの審査の基礎資料として必要となりますので、住民税の申告をしてください。申告をされませんと、非課税証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

《所得税の確定申告は、電子申告をご利用ください。》

e-Tax：国税に関する申告などの各種手続きについて、インターネットにより電子的に行う国税電子申告納税システム（e-Tax：イータックス）を利用することができます。

詳しくは、竜ヶ崎税務署（P34参照）までお問合せください。



■ 所得控除について

所得控除は、納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、また、そのほか家財が災害にあったとか、家族に大病があったなどの個人的な事情も考慮して、総所得金額などの合計額から一定金額の控除を行い、担税力の違いによる負担の不均衡を調整するものです。

所得控除の種類と概要

種 類	要 件	控 除 額
雑 損 控 除	本人、又は生計を一にする親族等で所得が38万円以下の人が所有する日常生活に必要な資産が災害等により損害を受けた人	{(損失額 - 保険金等の補てん額) - (総所得金額等の合計額×10%)} 又は (災害関連支出額 - 5万円) のいずれか多い金額
医 療 費 控 除	本人や同一生計の親族のために医療費を支払った人	(支払った医療費 - 保険等の補てん金) - {(総所得金額等の5%)} 又は (10万円) のいずれか少ない額 ※限度額 200万円
社会保険料控除	本人や同一生計の親族のために社会保険料(国民年金, 国民健康保険, 介護保険, 厚生年金等)を支払った人	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度の共済掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った人	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料	15,000 円以下-----支払保険料等の全額 15,000 円超 40,000 円以下----支払保険料等×1/2+ 7,500 円 40,000 円超 70,000 円以下----支払保険料等×1/4+17,500 円 70,000 円超-----一律 35,000 円
	平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料, 介護医療保険料, 新個人年金保険料	12,000 円以下-----支払保険料等の全額 12,000 円超 32,000 円以下----支払保険料等×1/2+ 6,000 円 32,000 円超 56,000 円以下----支払保険料等×1/4+14,000 円 56,000 円超-----一律 28,000 円
	一般生命保険料, 介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000 円) 一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000 円)	
地 震 保 険 料 控 除	① 地震保険料にかかる部分	50,000 円まで-----支払保険料×1/2 50,000 円を超える場合-----25,000 円(限度額)
	② 旧長期損害保険料にかかる部分 (①に該当するものを除く)	5,000 円まで-----全額 5,000 円を超え 15,000 円まで----支払保険料×1/2+2,500 円 15,000 円を超える場合-----10,000 円(限度額) (旧長期損害保険料とは、平成 18 年 12 月 31 日までに契約した損害保険料のうち、満期返戻金があり、保険期間が 10 年以上のもので、地震保険料に該当しないものをいいます。)
	③ ①と②の両方の場合	①と②の合計額-----25,000 円(限度額)
障 害 者 控 除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である人	障害者 1 人につき 26 万円, その障害者が特別障害である場合には 30 万円 (同居特別障害者は, 53 万円)
寡 婦 (寡 夫) 控 除	寡婦 次のどちらかに該当する人 ① 夫と死別(離別)後婚姻していない人で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がある人 ② 夫と死別後婚姻していない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人 寡夫 妻と死別(離別)後婚姻していない人で、次の全てに該当する人 ① 合計所得金額 500 万円以下の人 ② 総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がある人	26 万円 【ただし合計所得金額が、500 万円以下で扶養親族である子を有する寡婦(寡夫(特別))である場合 30 万円】
勤 労 学 生 控 除	合計所得金額が 65 万円以下の勤労学生で勤労によらない所得が 10 万円以下の人	26 万円

住民税

生計を一にする配偶者がいる場合に、納税義務者と配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除 納税義務者の合計所得が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることはできません。						
配偶者（特別）控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			控除の種類	
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	38万円以下 老人控除対象配偶者 (昭和25年1月1日以前に生まれた人)	33万円	22万円	11万円	配偶者控除	
		38万円	26万円	13万円		
		38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	配偶者特別控除
		90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	
		95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	
		100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	
		105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	
		110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超120万円以下		6万円	4万円	2万円		
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円			
123万円超	0円	0円	0円			
扶養控除	扶養する人の前年の合計所得金額が38万円 (給与所得者の場合は収入金額が103万円) 以下の人	一般の扶養親族(配偶者を除く)-----33万円 年齢16歳以上19歳未満の人(平成13年1月2日から平成16年1月1日までに生まれ人)及び年齢23歳以上70歳未満の人(昭和25年1月2日から平成9年1月1日までに生まれた人) 特定扶養親族-----45万円 年齢19歳以上23歳未満の人(平成9年1月2日以降平成13年1月1日以前に生まれた人) 老人扶養親族-----38万円 70歳以上の人(昭和25年1月1日以前に生まれた人) 同居老親等扶養親族-----45万円 (老人扶養親族で、同居している本人又は配偶者の直系尊属に該当する人)				
基礎控除	すべての納税義務者	33万円				

※支払った金額については、前年1月1日から12月31日までの1年間です。

■パート収入と税金

パートやアルバイトをして得た収入は給与所得となり、住民税や所得税は下の表のとおり取り扱われます。

※下記の表は収入が全て給与収入の方の場合です。

給与収入金額 (前年中のパート収入)	自身に税金がかかるかどうか		配偶者控除の対象となるかどうか		配偶者特別控除の対象となるかどうか	
	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
93万円以下	かからない	かからない	なる	なる	ならない	ならない
93万円超103万円以下	※かかる	※かかる	ならない	ならない	なる	ならない
103万円超		※かかる	ならない	ならない	ならない	ならない
201万6千円以上						

※ 所得控除等により かからない場合もあります。

■高齢者と税金

● 公的年金等控除

公的年金等については、これらの収入金額から、公的年金等控除額が差し引かれます。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金などの雑所得の金額
65歳以上 昭和30年1月1日 以前に生まれた人	330万円未満	A - 120万円
	330万円以上 410万円未満	A×75% - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	A×85% - 78万5千円
	770万円以上	A×95% - 155万5千円
65歳未満 昭和30年1月2日 以後に生まれた人	130万円未満	A - 70万円
	130万円以上 410万円未満	A×75% - 37万5千円
	410万円以上 770万円未満	A×85% - 78万5千円
	770万円以上	A×95% - 155万5千円

● 公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要となりました。しかし、所得税の還付を受ける場合は確定申告を行う必要があります。また、医療費控除、生命保険料控除等がある場合、町・県民税の軽減を受ける為、町・県民税の申告が必要になります。

■納税方法

個人住民税の納付は、次のように3つの方法があり、所得の種類等により納付方法が複数になる場合があります。

納税方法		納期
普通徴収	事業所得者などの住民税は町から送付された納税通知書により納めていただきます。	6月・8月・10月・翌年の1月 (各月末)
特別徴収 (給与)	給与所得者の住民税は、特別徴収税額通知書により、町から給与支払者を通じて通知され、給与支払者が毎月(6月から翌年の5月まで)の給与から税額を差し引いて納めていただきます。	徴収した月の翌月10日まで (毎月)
特別徴収 (年金)	65歳以上の年金所得者の住民税は、納税者に代わり年金支払者が2カ月に1回支給する年金から差し引いて納めていただきます。	4月から翌年の2月までの年金 支給月(偶数月)

給与からの特別徴収の義務づけ…

地方税法及び町税条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主(給与支払者)は、アルバイト等を含むすべての従業員から個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。

給与所得者が中途退職した場合は…

特別徴収されている給与所得者が、年の途中で退職して給与から差し引けなくなった残りの税額は、次のいずれかの方法により納めていただきます。

- 退職時に一括して納める。
- 普通徴収により個人で納める。
- 再就職先で特別徴収により納める。

住民税

■ 公的年金からの特別徴収について

● 制度の内容

老齢基礎年金等を受給されていて、町民税・県民税の納税義務がある 65 歳以上の人は、老齢基礎年金等及び厚生年金、共済年金に対する町民税・県民税額（年金の所得に対する町民税・県民税額）を**老齢基礎年金等の年金給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）**します。

ただし、特別徴収開始 1 年目の人は特別徴収の開始が 10 月からとなり、公的年金等から算出した税額の 2 分の 1 相当額を公的年金等から差し引きます。公的年金等から算出した税額から公的年金からの特別徴収する税額を差し引いた額は、普通徴収（第 1 期および第 2 期）による納付となります。なお、**特別徴収税額につきましては、口座振替による納付を選択することはできません。**

※障害年金、遺族年金からは特別徴収されません。

● 対象となる人

介護保険料が年金から特別徴収される人（当該年度の 4 月 1 日に老齢基礎年金等を受給している 65 歳以上の人）が対象です。ただし次のような人は対象となりません。

（1）老齢基礎年金等の金額が年間 18 万円未満の人

（2）老齢基礎年金等から、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を差し引いた金額が、年金の所得に対する町民税・県民税額を下回ると見込まれる人（年金の所得に対する町民税・県民税額が老齢基礎年金等の 2 分の 1 を超える人）

※前年の所得に対して町民税・県民税の計算をした結果、納税額が発生しなかった人は、公的年金からの町民税・県民税の特別徴収を行いません。

※特別徴収を継続することが適当でなくなった場合は、公的年金からの特別徴収は中止され普通徴収による納付に切り替わります。

※年金以外の所得（不動産や給与等）に対する町民税・県民税は、年金から差し引く税額に含めることができませんので、従来どおりの方法（普通徴収・給与からの特別徴収）により納付いただくこととなります。

特別徴収の具体例

特別徴収開始 1 年目と 2 年目以降とでは徴収方法が異なります。

（例）公的年金からの特別徴収税額が年 51,800 円の方の場合

《特別徴収 1 年目の場合》

特別徴収 開始	徴収方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
		1 期（6 月）	2 期（8 月）	10 月	12 月	2 月
1 年目	税額	13,900 円	12,000 円	8,700 円	8,600 円	8,600 円

○特別徴収開始 1 年目は、公的年金に係る個人住民税の 2 分の 1 に相当する額は、普通徴収（納付書又は口座振替）により 6 月及び 8 月の 2 回に分けて納付していただき、残りの 2 分の 1 の額は、10 月、12 月、翌年 2 月の 3 回に分けて年金特別徴収します。

《特別徴収 2 年目の場合》

特別徴収 開始	徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
		4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
2 年目	税額	8,600 円	8,600 円	8,600 円	8,800 円	8,600 円	8,600 円

○平成 29 年度から仮徴収税額は、年間の徴収税額の平準化を図るため制度が改正され、前年度税額の 2 分の 1 に相当する額となりました。従って 4 月・6 月・8 月は、前年度税額の 6 分の 1 に相当する額となります。

○10 月・12 月・2 月は、公的年金からの特別徴収税額から、仮徴収税額を差し引いた額を 3 回にあん分した額をそれぞれ特別徴収します。（本徴収）

Q 収入がなくても申告は必要なのですか

わたしは病気のため全く収入がなかったのですが、収入がなくても申告する必要があるのですか。

A 自分に収入がなく、どなたの扶養親族にもなっていない場合は国民健康保険税、各種年金などの審査の基礎資料として必要となりますので、住民税の申告をしてください。申告をされませんと、非課税証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

Q 亡くなった人の住民税は

わたしの夫は今年の1月20日に死亡しましたが、主人に対する今年の住民税の納税通知書が相続人として送られてきました。死亡した夫の住民税を納める義務があるのでしょうか。

A 住民税は、賦課期日（毎年1月1日、死亡者は2日）現在で利根町に住んでいる人に対して課税することになっています。あなたのご主人が亡くなられたのは1月2日以降ですから、今年の住民税は、相続人の方に納めていただくことになります。

Q 年の途中で引越する場合に住民税を納める市町村は

わたしは令和2年11月に利根町からA市へ引越をします。令和2年度の住民税は、引き続き利根町へ納めることになるのでしょうか。

A 令和2年1月1日現在ではあなたの住所は利根町にあったのですから、その後A市に引越をしても、令和2年度分の住民税は利根町に納めていただくことになります。

Q 退職した翌年にも住民税の納税通知書がきましたが

わたしは退職した年に退職金から住民税を差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A 退職者が受けた退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に差し引かれ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する住民税は、その翌年に納めていただくことになっています。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対し、住民税が課税となり翌年にも納税通知書が送られることになります。

Q 再就職しているのに納税通知書が届いたのですが

わたしは再就職して給与所得者になったのですが、納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A 再就職して給与所得者となっても、会社が特別徴収を採用していなかったり、ご自分が普通徴収を選択した場合等は、個人あてに個人住民税の納税通知書が送付されます。しかし、年度途中であっても特別徴収に変更することができますので、変更を希望する人は、まず勤務先の給与担当者にご相談していただき、勤務先の会社から特別徴収への切替え申請書を町に提出していただくことにより、特別徴収になります。